

## 広告利用約款

この広告利用約款（以下「本約款」という）は、お客さま（以下「申込者」という）が、りそな総合研究所株式会社（以下「当社」という）に対して申込みいただく廣告（以下「本件廣告」という）に関する契約条件となります。ただし、別途、個別に契約書を締結する場合は当該契約の条件が本約款に優先して適用されるものとします。

### 第1条（契約の成立）

個別の広告申込については、申込者が本約款に同意した上で申込を行うものとします。申込者は当社に申込を行うことにより、本約款の全ての内容について同意したものとみなされます。

申込者の申込み後、当社が承諾の意思表示をした時に、本件廣告の契約（以下「本契約」という）が成立するものとします。

申込は、メール、FAX、書面のいずれかにより、掲載または同梱（以下「掲載等」という）を希望する廣告の見本と共に、当社へ通知するものとします。

廣告枠は各月で限りがありますので、本件廣告の掲載等の時期は当社が任意で定めるものとし、本契約の成立後に申込者に通知するものとします。

### 第2条（掲載基準）

以下に当てはまる廣告は掲載等をお断りします。

#### 1. 広告内容

- ア. 法令に違反しているものおよびその虞があるもの、信義を損なうもの
- イ. 各業界が定めている公正競争規約や自主規制などに違反しているもの
- ウ. 虚偽、誇大な表現により誤認を与え、顧客に不利益を及ぼすもの
- エ. 広告の責任の所在や実態、内容が不明瞭なもの
- オ. 犯罪や暴力を肯定、示唆、助長、美化し、社会的秩序を乱すもの
- カ. 享楽的な面を強調し、射幸心をあおるもの
- キ. 他人の肖像（氏名・写真など）、談話、著作物などを無断で使用しているもの
- ク. 訹謗中傷や名誉毀損、プライバシーの侵害等によって、基本的人権を損なうもの
- ケ. 人種、民族、国籍、出身地、性別、身体的特徴、病気、職業、境遇、思想信条などで不当に差別するもの
- コ. 醜悪、残虐、猟奇的な表現により、不快感や恐怖心を起させるもの
- サ. 非科学的な根拠により、利用者を迷わせたり恐怖心や不安感を起こさせるもの
- シ. 特定の政治活動や思想団体などを擁護し、中立の立場を欠くと判断されるもの
- ス. 健康に害を及ぼす虞のあるもの
- セ. 当社グループの業務に支障及び不利益を及ぼすもの
- リ. その他当社が不適当と判断するもの

#### 2. 業種

競合会社、消費者金融、宗教団体・特定政党、風俗、ギャンブル（競輪・競艇・オートレース等）、パチンコパーラー、たばこ、美容整形、ダイエット関係、その他当社が不適当と判断するもの

#### 3. 商品サービス

保険商品全般、toto・宝くじ、たばこ、アルコール飲料、その他当社が不適当と判断するもの

### 第3条（申込者の表明保証）

申込者は、当社に対し、次に定める事項を表明し、保証するものとします。

1. 本件広告の内容が第三者の著作権等、その他一切の権利を侵害していないこと、または権利処理が完了していること
2. 本件広告の内容が、第2条の掲載基準に反しないこと

### 第4条（免責）

本件広告については申込者の自己責任で作成するものとし、本件広告の内容について、当社は一切の責任を負わないものとします。

本件広告について第三者との間で紛争が生じ、または苦情等が寄せられた場合、申込者の責任および負担において、当該紛争解決を行うものとします。

本件広告を掲載した誌面、もしくは郵送物は配送されますが、読者が必ず本件広告を閲覧することを保証するものではありません。また、本件広告による問合せや売上の増加を保証するものではありません。

その他、当社は配送中の事故や遅延、読者の反応に関する責任を負いません。

### 第5条（入稿）

申込者は、別紙1に定めた方法で入稿するものとします。申込者の故意または過失によって入稿が指定期限より遅延した場合は、当社の判断において掲載等時期の延期もしくはキャンセルとします。

### 第6条（広告料金）

広告料金は、別紙1に定める金額とします。

### 第7条（支払）

申込者は、本件広告の料金を、利用月の翌月に発行する口座振替案内、もしくは請求書により、受領した月の末日までに支払うものとします。口座振替による支払いは、利用日時点において当社会員、かつ預金口座振替依頼書により登録した口座がある場合に限ります。手数料は、口座振替の場合は当社負担、請求書による振込の場合は申込者負担とします。

### 第8条（契約の解除）

申込者が以下の一に該当した場合、当社は申込者への通知、その他の手続きを行うことなく本契約を解除できるものとします。

1. 第2条、第3条に違反することが判明した場合
2. 申込者との連絡が不通の場合
3. 申込者が申込み時点または将来にわたり次のアからクに該当することが判明した場合
  - ア. 暴力団
  - イ. 暴力団員

- ウ. 暴力団準構成員
  - エ. 暴力団関係企業に属する者
  - オ. 総会屋等社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - カ. その他上記アからに準ずる者
  - キ. 上記反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者と社会的に非難されるべき関係にある者
  - ク. 自らまたは第三者を利用して暴力的、脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行った者
4. 申込者が監督官庁から行政指導、営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けた場合
  5. 申込者に破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申し立てがあったとき、または解散（法令に基づく解散も含む）、清算もしくは私的整理の手続に入った場合
  6. 本契約の解除により当社が被った損害は申込者が負担するものとします。

#### 第9条（違約金）

申込者が、本契約の成立後に、申込者の責に帰すべき理由により本契約を解除する場合は、違約金として本件広告の料金全額を当社にお支払いいただきます。

#### 第10条（守秘義務）

申込者は、本契約に関して知りえた当社の秘密情報（技術上、営業上の情報を含む）および個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条1項に規定された情報を意味する）を秘密として保持するものとし、本契約有効期間中のみならず本契約終了後も当社の事前の承諾を得ることなく第三者に提供、開示、漏洩してはならないものとします。

#### 第11条（合意管轄）

本約款または本契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第12条（協議）

本約款に規定のない事項が生じた場合または本約款に規定された事項について疑義が生じた場合、当社および申込者は誠実に協議の上、解決するものとします。

#### 第13条（約款の改定）

当社は、本約款について変更できるものとします。ただし、既に成立している契約については、契約日における契約条件が適用されるものとします。

## 【別紙】広告料金および入稿方法

### 1. 「りそな一れ」本誌への広告掲載

A4、1ページ、カラー、掲載場所は当社に一任

当社の指定する形式の電子ファイル（完成原稿）にて、掲載月の2ヶ月前までに納品  
550,000円（消費税込）

### 2. 「りそな一れ」発送時の郵送物への広告物同梱

A4、両面のみ、封入位置は当社に一任

当社が指定する枚数を当社指定場所に、同梱の前月10日までに納品

配布地域・全国：330,000円（消費税込）

東日本もしくは西日本のいずれか：220,000円（消費税込）

お預かりしたチラシの残部は返却いたしません。